

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第1号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成30年5月1日から施行することとした。

◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第2号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費、他県における同種の料金等との均衡を保つ観点から、現行の手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第3号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査に係る手数料等の金額が改定されたこと及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により運転免許試験手数料等の金額が改定されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県大学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第4号）

- 1 県内における優秀な人材の確保をより効果的に促進するよう、大学生等奨学金の貸付けを受けた者の返還の債務の免除及び履行猶予の要件を緩和するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第5号）

- 1 個人番号を利用することができる事務として、私立の中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務及びB型肝炎、C型肝炎その他の肝臓に関する疾病に係る治療又は定期的な検査に要した費用の支給に関する事務を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第6号）

- 1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）の一部が改正され、携帯電話インターネット接続業務の範囲が拡大されたこと並びに携帯電話インターネット接続業務提供事業者等が青少年確認義務、説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務を負うこととされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第7号）

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部が改正され、新たな用途地域の類型として田園住居地域が創設されたこと及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正され、当該地域における建築物に関する制限が定められたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第8号）

- 1 屋外広告物の安全性の確保が一層求められている状況に鑑み、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、広告物又は掲出物件の点検をし、及びその結果を報告することを義務付ける等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成30年10月1日から施行することとした。

◇香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第9号）

- 1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部が改正され、土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査させて、土地の形質の変更の届出に併せて、当該調査の結果を知事に提出することができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例及び香川県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第10号）

- 1 旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部が改正され、ホテル営業及び旅館営業が統合され新たに旅館・ホテル営業が設けられるとともに、施設の構造設備の基準について規制緩和が図られることとなったこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年6月15日から施行することとした。

◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第11号）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部が改正され、居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町に移譲されることとなったこと、要介護者に対し長期療養のための医療及び日常生活上の世話を一体的に提供することを目的とする施設として介護医療院が創設されることとなったこと、高齢者及び障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度及び障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられることとなったこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第12号）

- 1 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部が改正され、病院の開設許可等の申請がなされた場合において、既存病床数等を算定するに当たり知事が行う補正の基準が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第13号）

- 1 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の一部が改正され、公募対象公園施設である建築物を設ける場合の当該建築物の建築面積の基準の特例は、条例で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第14号）

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部が改正され、県の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとされ、条例で定めるところにより当該ビラの作成について無料とすることができることとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年3月1日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険財政安定化基金条例及び香川県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する等の条例（平成30年香川県条例第15号）

- 1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正等を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県企業誘致条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第16号）

- 1 人口減少に歯止めをかけ、本県の経済の持続的発展を図るためには、安定した雇用の場を引き続き県内に確保することが重要であることから、企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的とするこの条例による助成措置を平成35年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第17号）

- 1 子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備等を図るために緊急に対応すべき事業を円滑に実施する目的で設置された香川県子育て支援対策臨時特例基金の設置期限を平成33年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第18号）

- 1 職員の定数について職員の健康管理及び職員の仕事と家庭との両立を図る等の観点から見直しを行い、並びに休職者等の復職等により職員の定数を超えることがないようにし、並びに水道局の廃止に伴う規定整備等を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第19号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改め、並びに休職者等の復職等により当該定数を超えることがないようにするため、所要の改正を行うこととした。

2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第20号）

- 1 休職者等の復職又は職務への復帰により職員の定数を超えることがないようにするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第21号）

- 1 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正により退職給付の官民較差を解消するため退職手当の支給水準の引下げが行われた国家公務員との均衡等を考慮し、職員の退職手当について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第22号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により移行された新たな制度における教育長の退職手当について知事、副知事及び病院事業の管理者と同様の算定方法に移行させる等のため、並びに平成30年1月19日に出された香川県特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、知事、副知事、病院事業の管理者及び教育長の受ける退職手当の支給割合の改定を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）

- 1 水道局が廃止され、香川県広域水道企業団の事業が開始されることに伴い、水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県森林整備・林業再生基金条例を廃止する条例（平成30年香川県条例第24号）

- 1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を受けて実施してきた事業が終了し、香川県森林整備・林業再生基金の残高を国に返還することで基金が役割を終えることとなるため、香川県森林整備・林業再生基金条例（平成21年香川県条例第45号）を廃止することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会委員会条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第25号）

- 1 廃止される水道局を環境建設委員会の所管事項から除くため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。